

THANKS（サンクス）運動 実施要綱

1 趣旨

近年、我が国では、少子高齢化の進行や社会情勢の変化に伴い、家庭や地域の相互扶助機能の低下を背景とした、孤立死や自殺、ひきこもり、子どもの貧困など既存の制度やサービスだけでは解決に至らない、いわゆる社会的孤立の生活・福祉課題が顕在化している。

また、本県においても、社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）が平成 24 年度に実施した「民生委員児童委員から見た地域の福祉課題」のアンケート調査の結果、地域の福祉課題として社会的孤立の問題が浮き彫りにされた。

このようなことから、県圏域の福祉関係団体の参画による、地域の人々が明るいネットワークを築き支え合う社会の実現を目指した、「THANKS（サンクス）運動」（以下「本運動」という。）を実施する。

また、本運動の趣旨に賛同する全ての関係機関・団体等の取り組みも活かしつつ、多くの県民の共感を得ながら、その解決や予防に向けた取り組みを進める。

2 目標

- (1) 住民主体の支え合い活動・住民相互の取り組みの推進
- (2) 地域における課題に対して関係機関が連携する取り組みの推進
- (3) コミュニティソーシャルワークを担う人材の配置の推進

3 スローガン

「地域の人々が明るいネットワークを築き支え合う社会の実現」

4 期間

実施期間は、平成 29 年 11 月から平成 34 年 3 月（5 年間）とする。

5 推進団体

- (1) 本運動を主体的となって展開していく団体を推進団体とする。
- (2) 推進団体は、下記のとおりとする。なお、本運動の効果的な推進を図るため、必要に応じて組織団体等を加えることができる。

推進団体一覧

- | |
|----------------------|
| ① 社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会 |
| ② 社会福祉法人 沖縄県共同募金会 |
| ③ 沖縄県市町村社会福祉協議会連絡協議会 |
| ④ 沖縄県民生委員児童委員協議会 |
| ⑤ 沖縄県社会福祉法人経営者協議会 |

- ⑥ 沖縄県老人福祉施設協議会
- ⑦ 沖縄県保育協議会
- ⑧ 沖縄県児童養護協議会
- ⑨ 沖縄県心身障害児者施設協議会
- ⑩ 沖縄県身体障害児者施設協議会
- ⑪ 沖縄県地域包括・在宅介護支援センター協議会
- ⑫ 公益財団法人 沖縄県老人クラブ連合会
- ⑬ 公益社団法人 沖縄県母子寡婦福祉連合会
- ⑭ 社会福祉法人 沖縄県身体障害者福祉協会
- ⑮ 公益社団法人 沖縄県手をつなぐ育成会
- ⑯ 公益社団法人 沖縄県精神保健福祉会連合会
- ⑰ 公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会
- ⑱ 学識経験者

6 推進会議

- (1) 本運動を推進するため、推進団体の代表者及び学識経験者による「THANKS (サンクス) 運動推進会議」を設置する。
- (2) 推進会議の運営方法等については、別に定める。

7 協賛団体等

- (1) 本運動の趣旨に賛同する団体及び個人を協賛団体等とする。
- (2) 協賛団体等は、以下の項目に協力することとする。
 - ① 本運動の周知・広報
 - ② 各協賛団体等が有する機能を活かした本運動への協力等
 - ③ その他、本運動の推進に関すること

8 運動内容

本運動の実施にあつては、市町村・地区・県の3圏域における特性を踏まえた取り組みを行うものとする。

(1) 市町村圏域での運動推進項目

市町村圏域では、地域包括ケアシステム等との連動を図りながら、住民主体による支え合いの仕組みづくりを基盤にしつつ、地域の多様な関係機関とのネットワーク化と創意工夫のある取り組みを行うとともに、支え合い活動の担い手を養成し、地域テーマ募金をはじめとする財源確保のあり方の研究を進める。

- ① 各市町村の特性を踏まえた地域での支え合い活動の推進
 - ア 校区等へのコミュニティソーシャルワーカーの配置
 - イ 自治会等を単位する「地域相談窓口」の設置
 - ウ 自治会等を単位する「支え合い委員会 (仮称)」の設置

エ 校区や市町村域を単位とする「ネットワーク会議・支援協議会」の設置
オ 社会福祉法人等による地域における公益的な取り組みの推進
カ 各種広報活動の実施

- ② 推進会議の構成団体との連携・協働による取り組みの推進
- ③ 地域活動を進める人材（担い手）の養成
- ④ 活動予算の財源確保に向けた取り組み
- ⑤ 市町村地域福祉施策への提言

(2) 地区圏域での運動推進項目

地区圏域の市町村において共通する課題の解決や効果的な取り組みの推進を図るため、地区圏域における情報共有の体制づくりや市町村間の連携・協働による課題解決や取り組み推進に向けた支援策を講じる。

- ① 地区圏域内の市町村における取り組み状況や課題の把握
- ② 共通課題や取り組みに関する市町村間連携・協働による推進体制の構築

(3) 県圏域での運動推進項目

全県的な運動の推進を図るため、多様な関係機関を構成団体とする推進会議において、運動の普及促進策を検討するとともに、県民への広報・啓発活動の実施、運動の成果を行政施策へ反映させていく取り組みを進める。

- ① 全市町村への運動の普及促進
 - ア 県域レベルでの応援体制システムの構築
 - イ 社会的孤立対策モデル事業の成果の普及
 - ウ 推進会議の構成団体との連携・協働等
- ② 地区圏域における運動推進の支援
- ③ 県民への広報・啓発活動
 - ア 各種啓発活動の実施（標語・ロゴマーク作成及びシンポジウムの開催等）
 - イ 事例集発行及び広報・啓発の取り組み
 - ウ 推進功労表彰の創設等
- ④ 社会福祉法人等による地域における公益的な取り組みとの連携
- ⑤ 担い手を養成する指導者の育成
- ⑥ 協賛団体等の拡大
- ⑦ 運動推進にかかる財源確保に向けた取り組み
- ⑧ 県及び市町村地域福祉施策への提言
- ⑨ 本運動の成果を踏まえた新たな取り組みの研究

9 事務局

本運動の事務局は、県社協に置く。

10 経費

本運動に係る経費については県社協負担金、共同募金配分金、助成金、寄付金等をもって充てる。

11 その他

この要綱に定めるもののほか、運動に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、平成29年11月17日から施行する。